

浦臼町農業委員募集中!!

農業委員の任期が7月19日（水）で満了となります。

これにより、次期委員の選任にあたり、農業に関する識見を有し、農地利用の活用の最適化の推進、更には農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる委員候補者を次のとおり募集いたします。

1 推薦および募集方法

- (1) 町内の地区または全域からの推薦
- (2) 団体等からの推薦
- (3) 一般募集



2 募集人数および任期

- (1) 募集人数 13名
- (2) 令和5年7月20日～令和8年7月19日（3年間）

3 推薦および募集資格

- (1) 町内に住所を有する者とする。ただし特別な事情がある場合は、この限りでない。
- (2) 法令の規定により、農業委員との兼務を禁止されている職にない者

※法令の規定により、次の者は農業委員になることができません。

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、または、その執行を受けなくなるまでの者

4 推薦および応募受付期間

令和5年3月1日（水）～令和5年3月31日（金）

5 推薦および応募の手続き

- (1) 町内の地区ならびに全域からの推薦は、農業者3名以上が連名し、当該農業者の代表者が推薦用紙を農業委員会事務局へ提出するものとする。
- (2) 団体からの推薦は、代表者が推薦用紙を農業委員会事務局へ提出するものとする。
- (3) 応募者は、応募用紙に必要な事項を記載のうえ、農業委員会事務局へ提出するものとする。

※「推薦用紙」・「応募用紙」は、農業委員会事務局の窓口にて配布しております。また、浦臼町のホームページからも各用紙をダウンロードできます。

6 推薦者および応募者の公表

推薦を受けた者および応募した者については、法律により、情報公開が義務付けられておりますので、募集期間中および期間終了後、遅滞なく、氏名・年齢・職業を浦臼町ホームページおよび掲示板等にて、公表いたします。

7 農業委員の任命

被推薦者および応募者は農業委員候補者として、浦臼町農業委員評価委員会にて各候補者の評価を行い、その意見を町長へ報告し、その報告を受けた町長が委員候補者13名を決定後、議会の同意を得たうえで、農業委員に任命いたします。

なお、法律により農業委員の構成は、農業に利害関係のない者を1名以上加えることおよび、認定農業者が定数の過半数を占めることが条件となっております。

8 お問い合わせ（提出先）

農業委員会事務局（役場1階） 電話：68 - 2298（直通）

重度心身障がい者およびひとり親家庭等医療給付制度

障がい者およびひとり親の方を対象に北海道と町が協力して医療費の助成をしています。

★助成の対象となる方 ◇障がい ◆ひとり親

浦臼町に住民登録をしていて、健康保険に加入している方が、次に該当する場合は申請により医療費の助成が受けられます。

- ◇身体障がい者手帳1・2級または3級（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、もしくは肝臓の機能障害に限る）に該当する方
- ◇療育手帳A判定、重度の知的障がい（知能指数がおおむね35以下、なお肢体不自由、盲、ろうあ等の障がいをもつ方については、おおむね50以下であって、日常生活において介護を必要とする方）と判定または診断された方
- ◇精神保健福祉手帳1級に該当する方
- ◆ひとり親家庭で20歳未満の子どもを扶養している親と子
- ◆両親の死亡・行方不明等の理由で両親以外の方に扶養されている20歳未満の子
※18歳～20歳については、大学・専門学校等に在籍している子どもなど、条件があります。
- ◇◆所得制限に該当しない方

★助成内容

- ・入院・通院・歯科・調剤等にかかった健康保険適用分の医療費
ただし、一部負担金（自己負担）等を除きます。
（18歳到達後最初の3月31日までの乳幼児等医療費自己負担額は町の助成対象になります）

★医療費自己負担額

- ・3歳未満および低所得者（非課税世帯）
初診時一部負担金（医科：580円、歯科：510円、柔道整復：270円）
基本利用料（8,000円を上限とする）
- ・一般（課税世帯）
医療費の1割負担（月額上限 ※入院+外来：57,600円 外来：18,000円）
※療養月から遡って12ヶ月以内に高額療養費が3ヶ月以上支給されている場合は44,400円とする。
※後期高齢者医療制度の加入者で、負担割合が「1割負担」で課税世帯の方については、重度心身障がい者医療費助成制度と同額になるため、助成の対象になりません。

★申請に必要なもの ◇障がい ◆ひとり親

- ◇身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳等 ◇◆健康保険証 ◇◆印鑑

お問い合わせ 住民課住民係 電話：68-2112

だれでも食堂のご案内

浦臼の野菜をできるだけ使用して月に1回町民が開く、町民のための食堂です。

新型コロナウイルス感染症対策により、予約制での開催といたしますので事前にお申し込みをお願いします。マスク着用のうえ、ぜひお越しください！

日 時：3月11日（土）11:30～13:30 料 金：大人200円 18歳以下無料

※11:30から30分ごとの時間予約制です。開催場所：ふれあいの家（中央団地敷地内）

メニュー：かきあげ丼・厚焼き卵・みそ汁

申 込 先：電話：090-2811-8196

テイクアウトも出来ず（予約個数限定）

代表 鎌田 眞美

※新型コロナウイルスの感染状況等により、中止となる場合があります。

※4月のだれでも食堂については、お休みとなります。